- 1 日 時 令和3年8月20日(金)Web開催 15時00分~16時00分
- 2 出席者 大芝委員長,影山副委員長 天野,飯野,宇髙,菊池,北詰,椎原,菅原,土野,西村, 本田,山口,山下(哲),山下(純),吉川の各委員 (機構側出席者) 福田機構長,長谷川理事,湊屋理事,土屋研究開発部長 鈴木教授,宮崎教授,森教授,齋藤助教 小野寺管理部長,高久学位審査課長
- 3 令和3年度学位審査会(第1回)の議事要旨について 確定版として配付された。

4 議事

(1) 学士,修士及び博士の学位授与の審査の結果について

令和3年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与の審査(通例申請分)に関して、学位審査課長から、資料1-1及び1-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明、ならびに新型コロナウイルス感染症の特例措置により申請を取り下げた24人に学位審査手数料を返還したことの説明があった。

続いて、令和3年度4月期の高等専門学校の特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位授与に係る審査に関して、学位審査課長から、資料1-3に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、通例による申請者266人のうち、212人が「合格」、54人が「不合格」と判定されたとともに、特例による申請者22人全員について、単位の修得結果、学修総まとめ科目の成果の要旨及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとして、判定案のとおり「合格」と判定された。

続いて、令和3年3月の認定課程修了者、ならびに令和3年3月の認定課程修了者のうち判定を保留した者に対する修士及び博士の学位授与に係る論文の審査及び試験(口頭試問)の結果に関して、学位審査課長から、資料1-4~1-7に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。また、令和3年3月の認定課程修了者のうち保留者1人から審査辞退の申出があったことの説明があった。

これらの説明の後,審議が行われた結果,判定案のとおり修士の申請者 21 人及び保留者 1人,ならびに博士の申請者 4人が「合格」と判定された。

(2) 専攻科に係る認定及び特例適用認定の審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された,令和3年4月に申出のあった高等専門学校の専攻科の認定及び認定専攻科の特例適用認定の審査に関して,学位審査課長から,資料2に基づき,各専門委員会・部会における審査結果報告,及びそれに基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり、高等専門学校の専攻科の認定については2校2専攻が「可」、認定専攻科の特例適用認定については2校2専攻が「可」

と判定された。

(3) 令和3年度認定専攻科及び特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託について

令和3年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学の認定専攻科,ならびに短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して、学位審査課長から、資料3-1及び3-2に基づき、機構長から学位審査会に対する教育の実施状況等の審査の付託、及び主となる審査を担当する専門委員会・部会の案について説明があった。

その後,審議が行われた結果,機構長からの付託を受け,原案のとおり教育課程・教員 組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとされた。

(4) 令和4年度認定専攻科及び特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査対象の選定 について

令和4年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学の認定専攻科,ならびに短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に関して,学位審査課長から,資料4に基づき説明があり,審議の結果,原案のとおり了承され,当該の短期大学及び高等専門学校の設置者に対し,審査の実施について通知することとされた。

(5) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から,資料5に基づき令和2年度10月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案などについて説明があり,審議の結果,原案のとおり了承され,当該の専攻科に対し,通知することとされた。

その後,審査委員から今後の審査において過去に出されたコメントを参考にしたいとの 意見があり、検討することとされた。

- (6) 令和4年度省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査対象の選定について 令和4年度に教育の実施状況等の審査の対象となる省庁大学校の認定課程について, 学位審査課長から,資料6に基づき説明があり,審議の結果,原案のとおり了承され, 当該大学校の長に対し,令和3年9月30日までに所管省庁を経由して審査の実施につい て通知することとされた。
- (7) 学位授与事業に関する規則等の一部改正について

学位授与事業に関する規則等の一部改正について、学位審査課長から、資料7に基づき説明があった。審議の結果、審査委員から資料7に関する意見があり、随時見直すこととし、資料7のとおり改正することについて了承された。

(8) その他

令和2年度学位取得者表彰について

学位審査課長から、令和2年度学位取得者表彰について説明があり、令和3年9月に 予定されている表彰式は新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮して、オンラインで 行うことが報告された。

以上